

茨城大学知的財産ポリシー

平成17年 3月17日
学 長 裁 定

茨城大学は、地域における学術文化の拠点として、知の創造をめざす学術研究活動を推進するとともに、その成果である知的財産（教育研究活動により生ずる有形、無形の成果物）の創出と活用をとおして社会の持続的な発展に貢献するため、ここに知的財産の取り扱いに関する基本ポリシーを定める。

社会貢献面での使命と知的財産の創出・活用に関する考え方

本学は、教育研究活動をとおして社会に貢献し、社会の負託に応えることを使命としている。そのため、社会のニーズに真摯に耳を傾けるとともに、地域及び広く社会に対して、産業振興や環境保全、教育・学術文化の育成などに関する成果を還元すべく、多様な分野の教育研究活動を推進する。これらの教育研究活動から生み出された成果は社会的財産であり、それを適切に管理し、積極的に活用することは、本学にとって社会の負託に応えるための重要な責務である。

本学は、「知的財産を活用した地域を主とする社会貢献」を知的財産活動の基本理念として掲げ、それを実現するための仕組み、すなわち知的財産の創出、評価、管理、活用のために必要な制度及び組織の整備を進める。また、産官学連携をはじめ自治体や研究機関、地域企業等との連携による大学の枠を超えた活動を展開することによって、地域及び産業界のニーズに合致した質の高い研究を推進する。生み出された研究成果は、速やかに技術移転し活用を図ることで、地域・産業界との連携を一層強化するという、知的財産創出の発展的な展開を目指す。教育面では、知的財産に関する教育プログラムを実施し、知的財産に関する高い意欲と知識を備えた人材を育成する。

以上のように、本学は、大学組織としても、また一人ひとりの教職員にあっても、知的財産の創出と社会への還元、活用に努め、さらにそれを担う人材の育成に努力する。

研究成果に関する取扱い

1. 対象となる知的財産

- (1) 特許法に規定する特許権
- (2) 実用新案法に規定する実用新案権
- (3) 意匠法に規定する意匠権
- (4) 商標法に規定する商標権
- (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権
- (6) 種苗法に規定する育生者権
- (7) 著作権法に規定するプログラム、データベース及びその他の著作物
- (8) 研究成果としての有体物
- (9) ノウハウの対象となる案出（営業秘密等）

2. ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学との雇用関係がある学生、研究生等
- (3) 客員教員、研究員
- (4) 本学が受け入れる共同研究員、受託研究員、非常勤研究員等
- (5) 本学退職者

3. 権利の帰属

- (1) 本学の教職員等による職務上の研究成果に基づく、特許法等で保護の対象となる知的財産の権利は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、経済的合理性等の事情により本学が権利を承継しないと決定した知的財産は、発明者個人の帰属とすることができる。
- (2) 教職員等が、職務に関連して創出した研究成果が前述の知的財産に該当すると認められたときは、書面により大学へ速やかに届け出なければならない。
- (3) 学長は、発明審査委員会における審議を参考として権利の帰属について速やかに決定を行う。
- (4) 権利の承継の判断は、発明等の新規性、進歩性、市場性、予算等の観点から総合的に判断して行う。
- (5) 本学が権利を承継すると決定されたときは、発明者は大学に譲渡書を提出する。
- (6) 発明者等は、帰属の決定に不服があるときは異議申立ができるものとする。
- (7) 発明者は、本学が承継した発明等の出願等手続きに協力するものとする。また、論文発表等をしようとする場合は、その調整に応じなければならない。

知的財産の管理・活用

1. 広報・啓発活動

地域の技術フェアや大学のオープンハウスでの技術紹介に加えて、発明者等による企業に対する直接的な広報活動を推進する。また、学内において知的財産に関する啓発活動を行う。

2. 発明者への報奨

本学が承継した発明等に権利の設定がされたとき、又は運用・処分により収益があったときは、発明者等に補償金等を支払うものとする。これらの補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者等が転職又は退職した後も存続するものとする。

3. 大学発ベンチャー企業の支援

発明者等である教職員がベンチャー企業をおこす場合は、知的財産の専用実施権等の許諾又は譲渡など教職員に有利な条件で許諾する。

4. 特許権の維持管理

本学が承継すると判定した発明であっても、その権利保有を随時見直して、当該発

明を発明者に返還することができる。ただし、発明者が返還を希望しないときは、大学の判断で処分することができるものとする。

また、発明の実用化に関心のある企業が明らかかな場合には、特許権を企業へ譲渡するなど、弾力的な取り扱いができるものとする。

5. 知的財産の活用による地域貢献

- (1) 国及び地方自治体等に対して、審議会等への学識経験者の派遣による政策研究や政策提言及び各種委員会、研究会への教員等の派遣などに努める。
- (2) 地域住民等に対して、生涯学習のための公開講座などの提供に努める。

共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

1. 共同研究等の推進

本学は、研究シーズに基づいた共同研究、新産業創出領域に取り組む共同研究、コンソーシアム型の共同研究等を積極的に受け入れる。それにより、独創的研究・技術のシーズ創出の源として役割を果たし、社会の期待に応える。

2. 成果の帰属

本学と企業等の共同研究等による成果は、基本的には両者が同等の権利を有するものとし、発明の権利の委譲などによって事業化が促進され産学連携の増進が期待される場合、弾力的な取扱いができるものとする。

3. 研究成果の実施

共同研究等の相手方企業に実施権を一定期間優先的に与える。不実施補償等に関する事項は、個別の契約による。

守秘義務

1. 教職員等は、知的財産に係る守秘義務を遵守する義務を有する。
2. 大学は、教職員及び学生に対する守秘義務について啓発に努める。
3. 産学連携の実施に際しては、秘密保持契約を結び遵守することにより連携の実効を高める。

組織体制

産学連携を効率的に実施し、知的財産の一元的な管理を行うために、本学共同研究開発センターと連携した管理体制を整備する。これにより産業界からのワンストップサービスの提供を行い、多角的・統合的に学内の研究者との連携を推進する。